

| | | | |
|---|--------------------------------------|--------|--------|
| 開催日時 | 平成 29 年 7 月 31 日 13 時 00 分～14 時 30 分 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 3 人 | 定数 3 人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3 人 | 定数 3 人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3 人 | 定数 3 人 |
| 主要議題 | 1 兵庫県最低賃金の改正審議について 2 その他 | | |
| 議事要旨 | | | |
| 1 兵庫県最低賃金の改正審議について 労働側は+31 円（時間額 850 円）を提示し、使用者側は+15 円（時間額 834 円）を提示した。引続き三者合意に向けての審議を継続することとなった。 | | | |
| 《労働側の主張》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用戦略対話における目標 1000 円を早期に達成させる必要がある。 ・ 兵庫県は経済指標等では全国でも第 7 位の位置にあるのに、最低賃金では全国加重平均より下回っている。 ・ 労働人口の流出に歯止めをかけるためにも、近隣県（大阪や京都）との格差を小さくする必要がある。 | | | |
| 《使用者側の主張》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金は基本的には企業の支払能力等の三要素及び賃金改定状況調査の結果等を基本とし、それに加えてその他の経営関係資料を基盤として決定すべきである。 ・ 最低賃金引上げについては、扶養の範囲、税制や社会保険の制度等により所得を制限されるパート労働者は賃金が引上げられても勤務時間で調整されるだけであり、収入は増加せず、余計に人手不足を助長する。 ・ 景気は緩やかに回復しているとの景況感であるが、中小企業等下請け企業はコストの転嫁ができない実態にあり、影響率 10%を超えるような最低賃金の引上げは問題があり、昨年に引き続いての大幅な引上げはそろそろ限界に来ている。 ・ 兵庫に住んで大阪に働きに行くという形態は、もともとある働き方であり、最低賃金を上げて大阪との格差を小さくしたとしても労働力の流出にさほど影響はない。 | | | |
| 2 その他 次回は 8 月 2 日（水）10：00 非公開での開催となった。 | | | |